

ハンセン病問題に関するシンポジウムの開催についてお知らせします。

事務連絡

令和7年7月18日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「みんなで学ぶ、未来を変える ハンセン病問題人権シンポジウム」の
開催について（周知）

日頃より、人権教育の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、法務省より、別添のとおり、「みんなで学ぶ、未来を変える ハンセン病問題人権シンポジウム」の開催に係る各都道府県教育委員会等への周知の依頼がございました。

本シンポジウムについては、文部科学省も法務省、厚生労働省等とともに主催するものであり、学校や社会教育施設等における人権教育や教職員向けの研修等としても活用可能なものです。中学生の登壇者によるロールプレイワークショップや当事者の方からのお話など、ハンセン病問題について児童・生徒にも分かりやすい内容となっております。

については、本シンポジウムについて、内容を御確認いただき、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄する学校法人に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、各国立大学法人附属学校主管課及び各公立大学法人附属学校主管課におかれては、その管下の学校に対して、本件について御周知いただきますとともに、本シンポジウムの視聴やアンケートへの協力についても御案内いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、学校の負担軽減の観点から、所管の学校の働き方改革の実情に応じて、場合によっては学校への一律の周知を控える等、学校の負担軽減に資する工夫について、各教育委員会等において適切にご判断いただきますよう、よろしく願いいたします。

シンポジウムの内容に係る問合せや紙媒体のチラシを希望される場合（50部以上）は、チラシ中の「お問い合わせ先」に直接御連絡をいただきますよう、お願いします。

【本件担当】

<全体、社会教育における人権教育について>

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

共生社会学習企画係

電話：03-5253-4111（内線 3276）

<学校（初等中等教育段階）における人権教育について>

初等中等教育局児童生徒課指導係 電話：03-5253-4111（内線 3297）

法務省権啓第61号
令和7年7月10日

文部科学省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿
初等中等教育局児童生徒課長 殿

法務省人権擁護局人権啓発課長
(公 印 省 略)

「みんなで学ぶ、未来を変える ハンセン病問題人権シンポジウム」の開催
の周知について（依頼）

当省の人権擁護行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を頂き、厚く
御礼申し上げます。

ハンセン病問題に係る啓発活動として、例年当省、貴省等の主催によるシンポジ
ウムを開催しているところです。

本年度も、ハンセン病問題を決して風化させることなく、その正しい知識と理解
を次世代に伝えていくとともに、ハンセン病問題を教訓として、同じ過ちを繰り返
すことなく、偏見や差別のない社会を実現するためにはどう行動したらよいかを考
え、自身の行動変容につなげることを目的として、別添のとおり、標記シンポジウ
ムを現地開催及びオンライン配信のハイブリッド形式で開催する予定です。

本シンポジウムは、中学生の登壇者によるパネルディスカッションや当事者の方
からのお話など、ハンセン病問題について児童・生徒にも分かりやすい内容として
います。

つきましては、都道府県教育委員会を通じて学校等関係機関に対して、本シンポ
ジウムの視聴及びアンケートへの協力について御案内いただくとともに、児童・生
徒への周知についても配慮方お願いいたします。

みんなで学ぶ、未来を変える

ハンセン病問題

人権シンポジウム

日時 2025年

7月26日(土)
13:30~15:30
(開場13:00)

会場 パレアホール

〒860-8554
熊本市中央区手取本町8番9号くまもと県民交流館パレア10階

会場アクセス

JR熊本駅から

市電：
23分(「水道町」電停下車)
熊本都市バス、九州産交バス、
熊本電鉄バス、熊本バス：
17分(「水道町」バス停下車)、
15分(「通町筋」バス停下車)

桜町バスターミナルから

市電：
11分(「辛島町」電停乗車～
「水道町」電停下車)
熊本都市バス、九州産交バス、
熊本電鉄バス、熊本バス：
8分(「水道町」バス停下車)、
6分(「通町筋」バス停下車)

熊本空港から

九州産交バス
(空港専用リムジンバス)：
40分(「通町筋」バス停下車)

内容

1. ハンセン病問題について学ぼう

ハンセン病問題の解説と当事者の方々からのお話

2. ロールプレイワークショップ

架空の感染症が発生した場合を想定し、
学校生活等における具体的な事例を基に意見交換

ライブ配信
開催!

会場開催
100名
(要申込)

ライブ
配信
(事前申込不要)



会場参加申込、
ライブ配信の視聴は
左記QRコードから!

主催 法務省、厚生労働省、文部科学省、全国人権擁護委員連合会、熊本地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、公益財団法人人権教育啓発推進センター

後援 全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病達憲国家賠償請求訴訟全国原告団協議会、ハンセン病家族訴訟原告団、熊本県、熊本県教育委員会、熊本市、熊本市教育委員会、合志市、合志市教育委員会(順不同)

シンポジウム詳細

かつて採られた国の強制隔離政策により、人々の間にハンセン病は怖い病気だという誤ったイメージが作られ、ハンセン病患者・元患者やその家族の方々に対する偏見や差別が生まれ、今も深刻な状況にあります。そこで、当事者の方々やハンセン病問題に関わってこられたの方々からお話を聞き、ハンセン病問題が過去の問題ではなく「今の」問題であると認識し、その正しい知識と理解を深めるとともに、偏見や差別は身近な場面で起き得ることを理解し、ハンセン病問題を教訓として、同じ過ちを繰り返すことなく、偏見や差別のない社会を実現するためにはどうしたらよいか、次代を担う皆さんと一緒に考え、実践していくためのシンポジウムを開催します。

ハンセン病とは

ハンセン病とは「らい菌」という細菌に感染することで起こる病気です。手足の指先の神経が麻痺したり、治療法がない時代には後遺症が残ることもありました。しかし、らい菌の感染力は弱く、発病することは極めてまれです。また、万が一発病しても、現在は早期発見と適切な治療により後遺症が残ることなく完治します。ハンセン病問題について詳しく知りたい方は、右記の法務省のウェブサイトをご覧ください。



ハンセン病問題

申込方法

WEBフォーム

WEBフォームからのお申し込みは
下記QRコードもしくはURLよりお願いします。

URL

<https://www.jinken-library.jp/news/detail/118345/>



WEBフォーム

FAX 又は 郵送

FAX 又は郵送にてお申し込みいただく場合は、
下記の申込欄に必要事項をご記入の上お申し込みください。

FAX

03-5777-1803

郵送

〒105-0012
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

**ハンセン病問題に関する
シンポジウム事務局 宛**

参加者名(複数名参加の場合は連名でお願いします。)

ふりがな 氏名	年齢 小学生・中学生・高校生・専門/大学生 10代以下・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上
電話番号	FAX番号
住所 〒	

※ご記入いただいた個人情報は、申込の受付のために使用し、第三者に提供することはありません。

※電話でのお申し込みは受け付けておりません。

※お申込受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

お問い合わせ先

ハンセン病問題に関するシンポジウム事務局 公益財団法人人権教育啓発推進センター

TEL 03-5777-1802(代表)

FAX 03-5777-1803

E-mail hansen@jinken.or.jp

URL <http://www.jinken.or.jp>